⑵　石油供給事業者等

バイオ燃料の普及に当たっては、石油供給事業者による取組の他、バイオ燃料の製造・物流・販売工程や、石油製品にバイオ燃料を混和する品質調整の工程も含めた供給サイド全体での対応が必要であり、これらの工程においても、揮発油等のＬＣＡでの温室効果ガス排出量と比較して一定以上の温室効果ガス排出削減効果があるバイオ燃料を調達することや、揮発油等と比較した温室効果ガス排出削減効果を50％以上とすることを目標とする次世代バイオ燃料の技術開発に取り組むこと、調達するバイオ燃料の原料の需給が食料価格に与える影響について配慮すること、調達するバイオ燃料の原料が生態系に与える影響について配慮することが重要である。

また、バイオ燃料の利用に際しては、バイオ燃料の供給障害、天候不良によるバイオ燃料の原料の不作その他のバイオ燃料の利用の障害となる事象に十分配慮することが重要である。

２　化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項

現状においては、水素は燃料製品として規定していないものの、将来的には原油の有効利用及びCO_2低減策としてエネルギー効率の高い水素エネルギーの活用を進めることが重要であり、そのために必要なインフラ面等の技術開発等を進めることが重要である。また、あわせて、こうした供給サイドの取組を促す観点からも燃料電池製品の普及に必要な取組を進めることが重要である。

また、石油の精製に加え、物流・販売部門も含めて、自動車や家庭等における今後の新たなエネルギー需要に対応して、原油等の有効な利用に歩調を合わせた取組が行われることが重要である。

○経済産業省告示第百十二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第二百三十九号）の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日　　経済産業大臣　林　幹雄

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第２条第７項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第５条第１号に規定する事業を行う者である電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第１項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。以下同じ。）について、法第５条第１項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

１．非化石エネルギー源の利用の目標

①　電気事業者は、平成42年度において供給する非化石電源（エネルギー源として法第２条第２項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。）に係る電気の量（他の者から調達した電気の量を含み、他の電気事業者に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の、供給する全ての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を44％以上（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第５条第１項に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）に定める電力供給業におけるベンチマーク指標（以下「火力発電効率指標」という。）の目指すべき水準の達成と併せて、結果として、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２に規定する調整後排出係数では電気事業（電気事業者の行う小売供給に係る事業をいう。）全体として0.37kg―CO_2／kWhに相当するもの）とすることを目標とし、既に当該非化石電源比率の目標（以下「非化石電源比率目標」という。）を達成した電気事業者であっても、非化石電源比率の更なる向上への努力を求める。ただし、沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応じ電気を供給する場合等において、平成28年度の供給計画（電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者については、平成28年度の供給計画における最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。なお、本目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。

②　現実的に取り得る有効な手段がないと認められることその他の電気事業者の責めに帰さない正当な理由がある場合、未達成の状況が軽微である場合又は勧告や命令によらずとも有効な改善が図られると認められる場合といった合理的な理由がある場合を除き、非化石電源目標への到達に向けた取組が進んでいない場合は、国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、法第６条の指導及び助言の対象とする。

③　国は、法第６条の指導及び助言並びに第８条の勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、又は各年度の供給計画等に照らして達成できないと認められる場合において、法第５条第１項第１号に掲げる推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で措置することとする。

④　非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者（複数の事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の事業者）の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取組を行っているかを評価するものとする。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める。

⑤　国は、事業者の責めに帰さない正当な理由により、電気事業全体として非化石電源目標の達成の蓋然性が低い場合は、制度等の見直しを検討するものとする。

２．推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

電気事業者は、非化石エネルギー源の利用を推進し、１．に定める非化石電源比率の目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

①　電気事業者は、非化石電源の利用の推進に当たり、供給力の調達等における電気事業者に求められる責務を果たしつつ再生可能エネルギーを最大限に活用していく観点から、追従性の高い石炭火力や天然ガス火力等による供給（他の者からの調達を含む。以下同じ。）に努めること。

②　電気事業者は、非化石電源の導入に資するよう、火力発電効率指標の達成状況を参考に、高効率化な火力発電による供給に努めることとする。

３．再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

電気事業者は、法第２条第３項に規定する再生可能エネルギー源（以下単に「再生可能エネルギー源」という。）を変換して得られる電気の調達において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第６条第１項の認定に係る発電による電気の調達を行う場合は、同法の規定を遵守すること。

４．その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

電気事業者は、非化石電源目標の達成に向け、計画的に非化石電源の利用に取り組んでいくことが必要であり、ＰＤＣＡを徹底するとともに、審議会による評価を受けるものとする。